

# 第10次木津川市高齢者福祉計画 第9期木津川市介護保険事業計画

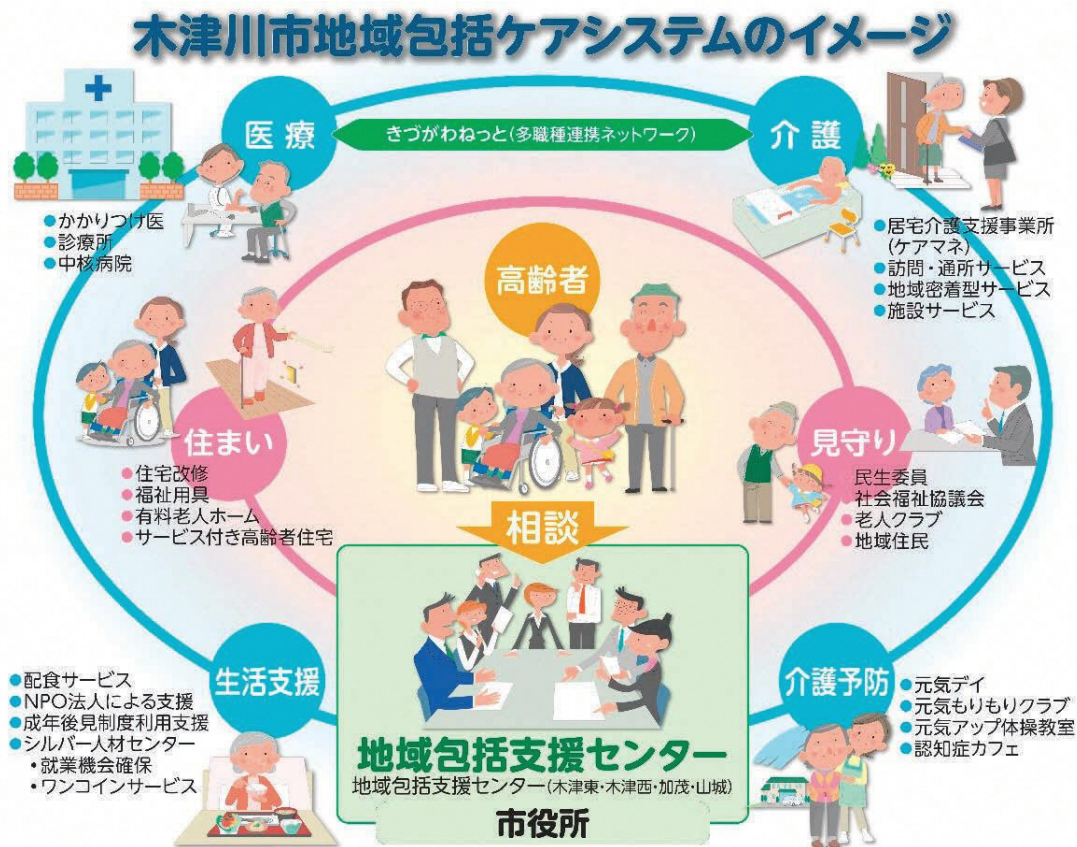
概要版

令和6(2024)年3月  
木津川市

## 計画の策定にあたって

本市では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年に向けて、介護・医療・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築や取組を進めてきました。

引き続き長期的な展望のもと、各種制度・分野の枠や「支える側」・「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、「第10次木津川市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。



### ■ SDGs（持続可能な開発目標）との関連

平成27年9月に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）を本計画にも取り入れ、各種施策を推進することで、SDGsの目標達成につなげていきます。

SDGsの17のゴール（目標）のうち、本計画と特に深く関連する6項目のゴール



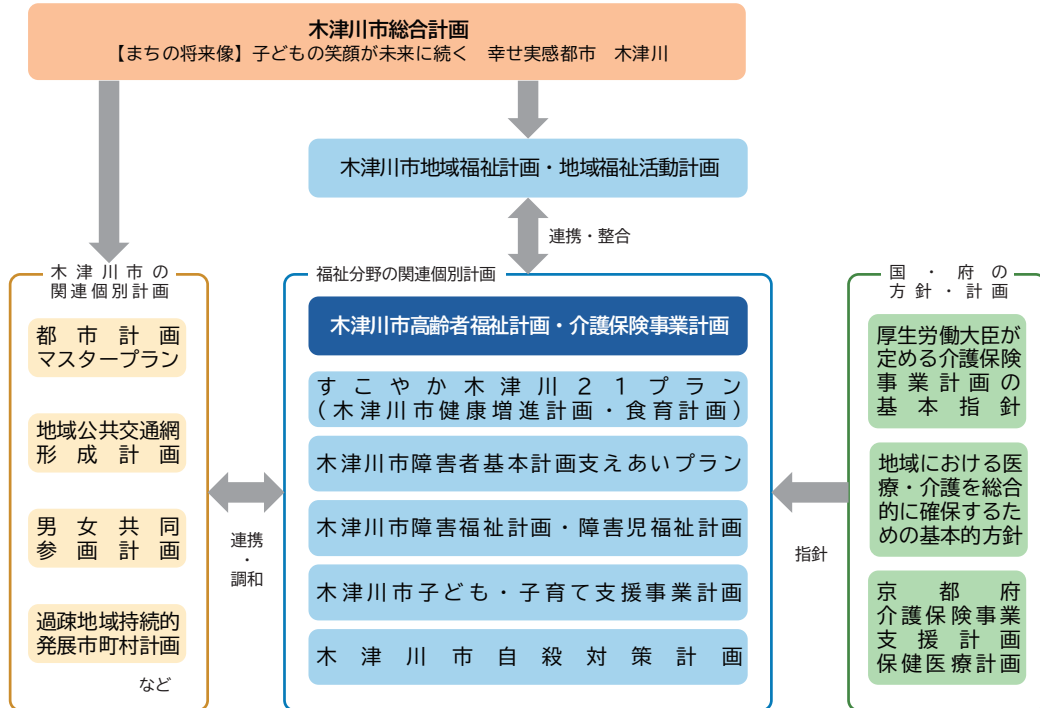
- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

### ■ 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

## ■ 計画の位置づけ

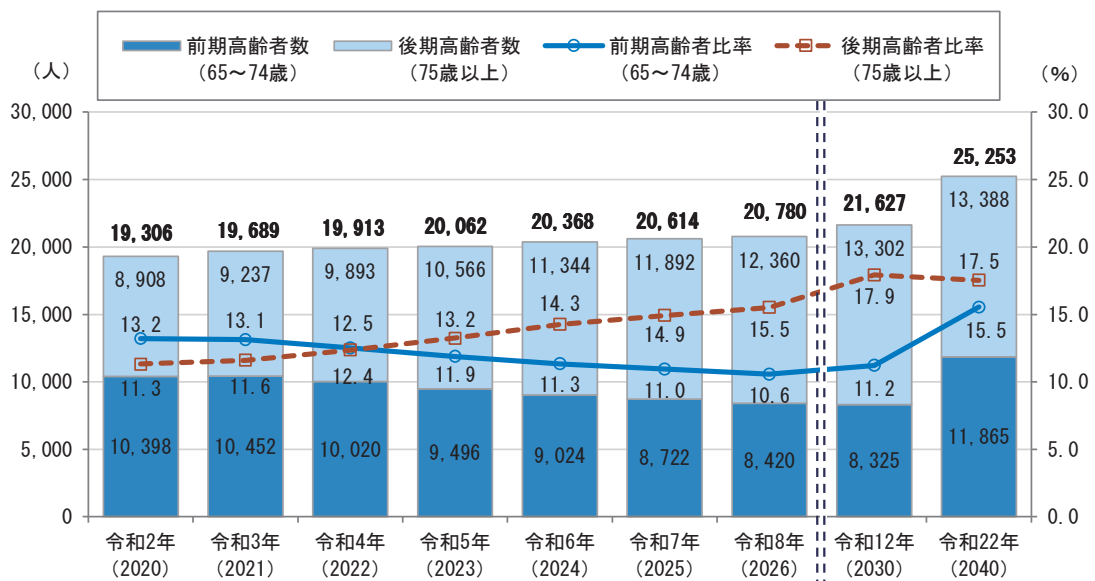
本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき高齢者福祉施策等を定める「老人福祉計画」と介護保険法第 117 条に基づき介護保険事業等を定める「介護保険事業計画」を一体化して策定するもので、市総合計画、市地域福祉計画・地域福祉活動計画などの上位計画・関連計画と整合性を保ちながら推進します。



## ■ 高齢者等を取り巻く現状と課題

### ■ 高齢者人口の推移と推計

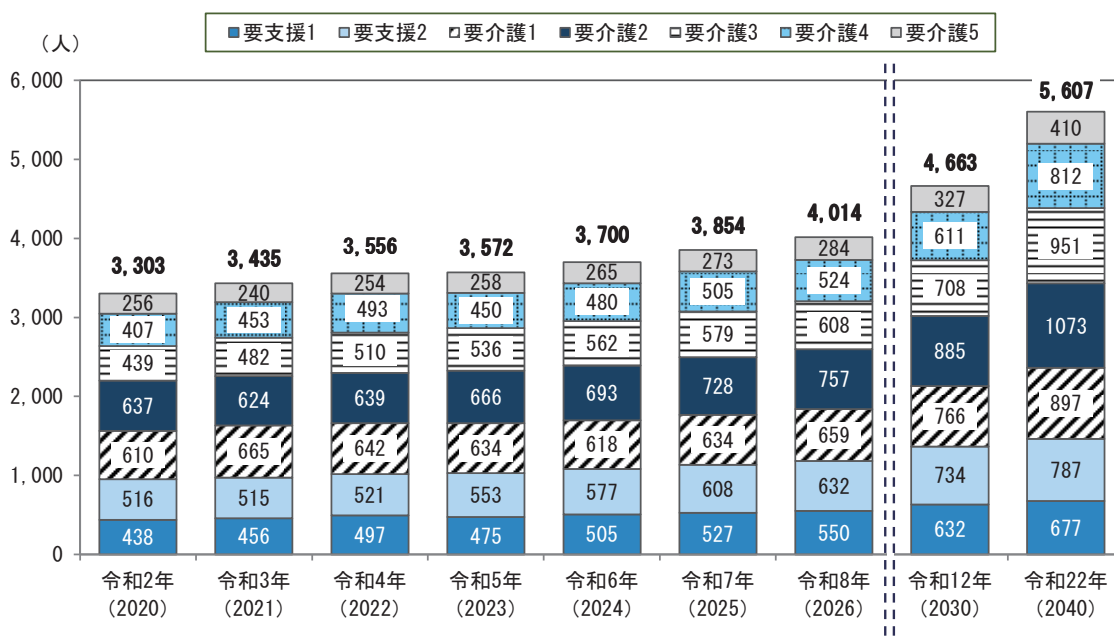
近年の高齢者数の内訳をみると、前期高齢者数は令和 4 年には減少に転じ、総人口に占める比率も下降傾向となっています。一方、後期高齢者数は増加が続き、令和 5 年には前期高齢者数を上回り、総人口に占める比率も逆転しています。



資料：住民基本台帳・人口集計表（各年9月末現在）  
令和6年以降は、令和元年から令和5年の住民基本台帳人口（9月末現在）に基づく推計値

## ■要支援・要介護認定者の推移と推計

要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の増加に伴い増加傾向にあります。現時点の推計では、令和8年の要支援・要介護認定者数は、4,014人になる見込みです。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末）  
 令和5年以降は「見える化」システム将来推計より作成  
 ※第1号被保険者を対象とした要支援・要介護認定者の内訳

## ■高齢者実態調査からみた現状と課題

### 介護予防への関心と事業利用

介護予防については、運動機能と認知症への関心が高くなっています。介護予防への関心をさらに高め、高齢者自身が日常生活の中でフレイル予防や介護予防、認知症予防に取り組むよう促していく必要があります。

### 外出機会・在宅生活への支援

外出意欲の向上や健康維持に向け、専門職に気軽に相談できるなどの体制づくりが課題となります。

### 地域活動参加の実態と意向

地域活動等への参加率が低くなっており、社会参加への意欲の低下や地域コミュニティの希薄化が懸念されます。地域活動等に気軽に参加できる仕組みや興味を持てるような周知・啓発など、参加しやすい工夫が求められます。

### 認知症の人の地域生活支援

老人クラブやサロン、認知症カフェといった地域の居場所づくりへのニーズが増加しており、認知症施策に反映していく必要があります。

### 今後、希望する住まい方

要介護となっても自宅での生活を希望する人は6割弱と、住み慣れた地域で暮らし続けたい方が多く、在宅介護支援やサービスの充実を図ることが必要です。

# 計画の基本的な考え方

本計画は、高齢者の尊厳と自立生活の支援を前提に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、市民の誰もが安心して暮らし続けられる「地域共生社会」の実現をめざし、基本理念を「ともに支え合い、いきいきと幸せに暮らし続けられる心豊かな健康長寿社会づくり」と設定しました。

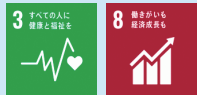
<b>基本理念</b>	<b>ともに支え合い、いきいきと幸せに暮らし続けられる心豊かな健康長寿社会づくり</b>
<b>基本目標</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護予防と健康づくりの総合的な推進</li> <li>2 住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の充実</li> <li>3 認知症対策の総合的な推進</li> <li>4 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進</li> <li>5 持続可能な介護保険事業の運営</li> </ol>



# 計画の具体的な取組

## 基本目標1

介護予防と健康  
づくりの総合的な  
推進



### (1) 介護予防と健康づくりの総合的な推進(介護予防・重度化防止の推進)

高齢者が要介護状態になることを予防し、また、要介護状態になってもその状態を軽減または重度化を防止することにより、自立した日常生活を送れるよう、一般介護予防事業と介護予防・日常生活支援総合事業等を推進します。

### (2) 生きがいづくりと社会参加の促進

様々な活動を通じて生きがいを持ち、積極的に社会と関わる高齢者が増えるように、環境の整備や支援の充実を進めます。

## 基本目標2

住み慣れた地域で  
安心して生活でき  
る支援体制の充実



### (1) 地域包括ケアシステムの推進

医療機関・介護事業者・社会福祉協議会等と連携し、医療・介護・予防・生活支援等を包括的に提供する地域包括ケアシステムのさらなる推進、強化に努めます。

### (2) 医療と介護の連携の推進

療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りに加え、認知症対応、災害時対応等の様々な局面において、医師会や医療機関・介護サービス事業者など関係者と情報を共有しながら、在宅医療と介護の連携を推進する体制整備を構築していきます。

### (3) 安心できる住まいの環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための住環境対策について、生活支援体制整備事業などを活用し、地域ニーズの把握と対策に努めます。

### (4) 防災・防犯及び感染症対策の推進

災害時や緊急時における高齢者の支援体制や、消費者被害から高齢者を守るための体制づくりが必要です。新型コロナウイルス等が発生した場合でも、介護サービスを継続的に提供できるよう、介護サービス事業者に対して支援を行います。

### (5) 地域における支え合い活動の推進

高齢者の社会参加を促進し、様々な人達が地域活動に参加できるよう、地域住民主体の活動を支援していきます。また、地域共生社会の実現に向け、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを目指します。

## 基本目標3

認知症対策の  
総合的な推進



認知症の人が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療や介護などの専門的な支援や認知症バリアフリーの取組を継続し、認知症に関する知識の普及・啓発の推進、地域での対応を進めるための基盤整備など、各種支援施策を総合的に推進します。

**基本目標4**  
高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進



**(1) 高齢者の人権尊重と虐待の防止**

認知症や障がいなどによる差別や偏見を受けることのないよう、高齢者の人権尊重に関する啓発を進めます。また、虐待防止に関する啓発や研修の充実、早期発見や見守り体制の構築など、高齢者虐待防止の対応の強化を図ります。

**(2) 権利擁護の推進**

市成年後見支援センターを中心に関係機関が連携し、高齢者の生活や権利、財産を守るため、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の利用支援を行います。

**基本目標5**  
持続可能な介護保険事業の運営



**(1) 介護サービスの質の向上**

介護サービスをスムーズに利用できるようなわかりやすい情報の提供に努め、また、事業者等に対する指導・助言、生産性向上に向けた支援の充実を図り、適正なケアマネジメントを推進します。

**(2) 介護給付の適正化に向けた取組の推進**

限られた資源を効率的・効果的に活用し、必要な給付を適切に提供するため、介護給付の適正化事業の推進を図ります。

## 介護保険事業・地域支援事業の推進

国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を用いて、介護サービス見込量等の推計や保険料の算定を行いました。

### ■ 総給付費及び標準給付費の見込み

(単位：千円)

	第9期計画期間推計			将来推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付費	5,168,451	5,316,664	5,498,103	6,503,003	8,379,239
予防給付費	146,388	154,640	159,877	190,288	205,931
総給付費(A)	5,314,839	5,471,304	5,657,980	6,693,291	8,585,170
特定入所者介護サービス費等給付額(B)	125,775	130,701	135,738	157,486	188,450
高額介護サービス費等給付額(C)	137,152	142,553	148,048	171,353	205,043
高額医療合算介護サービス費等給付額(D)	21,434	22,310	23,220	26,906	32,196
算定対象審査支払手数料(E)	5,686	5,919	6,160	7,138	8,542
標準給付費見込額 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)	5,604,887	5,772,787	5,971,147	7,056,174	9,019,402

### ■ 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

	第9期計画期間推計			将来推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業	139,394	144,726	150,285	154,521	154,895
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	101,080	112,475	113,381	118,002	137,786
包括的支援事業(社会保障充実分)	40,733	40,882	41,530	41,530	41,530
地域支援事業費	281,207	298,083	305,196	314,053	334,212

## ■第1号被保険者の所得段階別保険料

第9期の保険料段階設定は、国が示す標準所得段階（13段階）とします。

第9期計画期間					
所得段階	対象者		保険料率	年額保険料 (円)	
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の人	0.285 (0.455)	19,900 (31,700)	
第2段階			合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円超120万円以下の人	0.485 (0.685)	33,800 (47,700)
第3段階			合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120万円を超える人	0.685 (0.690)	47,700 (48,100)
第4段階	本人が住民税非課税	世帯課税 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の人	0.90	62,700	
第5段階			合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円を超える人	1.00	【基準額】 69,600 (月額5,800)
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	1.20	83,600	
第7段階		合計所得金額が 120万円以上210万円未満の人	1.30	90,500	
第8段階		合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人	1.50	104,400	
第9段階		合計所得金額が 320万円以上420万円未満の人	1.70	118,400	
第10段階		合計所得金額が 420万円以上520万円未満の人	1.90	132,300	
第11段階		合計所得金額が 520万円以上620万円未満の人	2.10	146,200	
第12段階		合計所得金額が 620万円以上720万円未満の人	2.30	160,100	
第13段階		合計所得金額が720万円以上の人	2.40	167,100	

※第1段階から第3段階までは、公費負担により低所得者の保険料負担を軽減しています。  
括弧内は、公費による負担軽減前の値です。

## 第10次木津川市高齢者福祉計画 第9期木津川市介護保険事業計画 (概要版)

令和6(2024)年3月  
編集・発行：木津川市 健康福祉部 高齢介護課  
〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9  
TEL: 0774-75-1213 / FAX: 0774-72-0553